

令和 年 月 日

保護者様

年 組 さん

北杜市立須玉小学校
校長 小澤 亮

出席停止について（通知）

学校において予防すべき感染症「_____」に罹患しましたので、学校保健安全法第19条に基づいて、出席停止となります。ご家庭において、担当医の指示のもと、適切な処置をとられますようお願いいたします。

出席停止期間は、次の「出席停止期間の基準」か「症状により、学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで」です。再登校の際には、担当医の指示のもと、次の報告書にご記入の上、学校へご提出ください。

出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第19条）

【感染症名】 _____

【出席停止基準】 _____

北杜市立須玉小学校長様

再登校報告書

下記の感染症のため、療養していましたが、感染症の予防上支障がなくなり、医師に感染のおそれがないと認められました。体調も良好のため、本日より登校させます。

1. 年 組 氏名 _____

2. 診断名 _____

3. 診断を受けた医療機関名 _____

4. 療養期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

令和 年 月 日

保護者名 _____ 印

【出席停止基準の詳細】

	感 染 病 の 種 類	出 席 停 止 の 基 準	
第 一 種	エボラ出血熱, クリミア・コンゴ出血熱, 痘瘡 南米出血熱, ペスト, マールブルグ病, ラッサ熱, ジフテリア, 急性灰白髄炎(ポリオ), 特定鳥インフルエンザ, 中東呼吸器症候群 (MERS) 重症急性呼吸器症候群(SARS)	治癒するまで	
第 二 種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し,かつ,症状が軽快した後 1日を経過するまで	
	インフルエンザ (鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)	発症した後5日を経過し,かつ,解熱後2日を経過 するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで,または,5日間の適 切な抗菌薬療法が終了するまで	
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺,顎下腺または舌下腺の腫脹が発現し た後5日を経過し,かつ,全身症状が良好にな るまで	
	風しん	発疹が消失するまで	
	水痘(みずぼうそう)	全ての発しんがかさぶたになるまで	
	咽頭結膜熱	発熱,咽頭炎,結膜炎などの主要症状が消退し た後2日を経過するまで	
	結核	症状により学校医その他の医師において感 染のおそれがないと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認めるまで	
第 三 種	コレラ,細菌性赤痢,腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス,パラチフス,流行性角結膜炎, 急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師が感染の おそれがないと認めるまで	
	(第 三 種 の 感 染 症 と し て 扱 う 場 合 も あ る) そ の 他 の 感 染 症	感染性胃腸炎 (ノロウイルス感染症, ロタウ イルス感染症など)	感染症の種類や地域, 学校における感染症の発 生・流行の態様等を考慮の上判断
		サルモネラ感染症 (腸チフス・パラチフスを 除く), カンピロバクター感染症	
		マイコプラズマ感染症	
		インフルエンザ菌感染症, 肺炎球菌感染症	
		溶連菌感染症	
		伝染性紅斑	
		RSウイルス感染症	
		EBウイルス感染症	
		単純ヘルペスウイルス感染症	
		带状疱疹	
		手足口病	
		ヘルパンギーナ	